

平成 31 年度山形県指定文化財管理費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 知事は、山形県文化財保護条例(昭和 30 年 8 月県条例第 27 号)の規定に基づき指定された文化財（以下「県指定文化財」という。）の適正な維持管理に資するため、県指定文化財の所有者又は管理団体（市町村を除く。以下「補助事業者」という。）が次条各号に掲げる事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、補助事業者に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、平成 31 年 4 月 1 日以降における次の各号に掲げる事業とする。補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は区分に応じ別表に定めるところとし、同表の内容を満たすものとする。また、補助金の額は補助対象経費の支出額（同表の基準単価の欄に定めるところにより算出した額を限度とする。）に 3 分の 1 を乗じて得られた額以内とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、建造物については 1 棟あたり、史跡名勝天然記念物については 1 件あたりにつき事業費が 150 千円以上となる事業を補助対象とし、補助金の上限額を 250 千円とする。

- (1) 建造物に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業
- (2) 建造物等の維持管理のための差し茅、防虫及び雪降し等の小修理事業
- (3) 荒廃等の危機にさらされている名勝等庭園、天然記念物及び民家の屋敷構え等の適正な環境を維持するための防虫、殺虫、除草、施肥、剪定等整備事業

(補助金交付申請書)

第 3 条 規則第 5 条の規定に基づく補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 2 号）
- (3) 知事が必要と認める書類

(補助金等の交付の条件)

第 4 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号のイに規定する軽微な変更は、補助対象経費の支出額の 10 分の 2 以内の増減とする。

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号のロに規定する軽微な変更は、補助事業の目的及び補助金の交付条件に反しない場合であって、計画を変更することにより事業目的の達成に支障がない場合とする。

3 規則第 7 条第 1 項第 1 号のイ及びロの規定により知事の承認を受けようとする

ときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第5条 規則第7条第1項第1号のハの規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。

（補助事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）

第6条 規則第7条第1項第2号の規定により報告するときは、その理由を記載した事業遂行状況報告書（別記様式第5号）によるものとする。

（状況報告書）

第7条 規則第12条の規定に基づく補助事業状況報告は、2019年9月末日現在の状況を記載した事業状況調書（別記様式第6号）を添付して、翌月10日まで行うものとする。

（実績報告書）

第8条 規則第14条の規定に基づく補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は2020年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第7号）
- (2) 収支精算書（別記様式第8号）
- (3) 知事が必要と認める書類

（帳簿の備付等）

第9条 補助事業者は、補助金と補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（支払い）

第10条 補助金は交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし知事が、必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることがある。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。